

(4) 財団法人 鳥取県文化振興財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成16年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
40人	134,391千円	32,331千円	53,439千円	220,161千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

行政職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
279,981円	347,337円	39.6歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分		初任給	採用2年後	備考
行政職	大学卒	154,300円	166,500円	県職員より1.5号級下位
	高校卒	138,800円	148,500円	〃

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
行政職	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成16年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.4月分 (1.2)	0.7月分 (0.9)	
	12月期	1.6月分 (1.4)	0.7月分 (0.9)	
	計	3.0月分 (2.6)	1.4月分 (1.8)	
	（注）（ ）内の数値は、10級以上の職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成16年度実績）			
	区分	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額
	6月期	24,666,049円	40人	616,651円
	12月期	28,773,290円	40人	719,332円
	計	53,439,339円		1,335,983円
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率）			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	21 月分	27.3 月分	
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	
	勤続40年	53.75月分	59.28月分	
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			
	（平成16年度実績） 1人当たり平均支給額 366,600円 （ 円）			
	（注）1 （ ）内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した一般職員に支給された平均額です。			
時間外勤務 手当 （県の規定に準ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成16年度	13,065,705円	40人	326,642円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	県民文化会館 館 長 (県派遣)	給料月額の 20 %	
		県民文化会館 課 長	給料月額の 12 %	
		倉吉未来中心 館 長 (県派遣)	給料月額の 14 %	
		倉吉未来中心 副館長 (県派遣)	給料月額の 14 %	
		倉吉未来中心 課 長	給料月額の 12 %	
		梨 記 念 館 館 長 (県派遣)	給料月額の 14 %	
		(平成16年度実績)		
		支給総額	支給職員数	
		3,634,167円	5人	
		1人当たり平均支給月額 60,569円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,500円	
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		オ ア～エ以外の扶養親族	5,000円	
			15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
			(平成16年度実績)	
			支給総額	支給職員数
	4,946,000円	20人		
		1人当たり平均支給月額 20,608円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	1,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間は2,500円)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
			(平成16年度実績)	
		支給総額	支給職員数	
		4,350,500円	25人	
		1人当たり平均支給月額 14,501円		
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
	(平成16年度実績)		
		支給総額	支給職員数
	6,214,360円	33人	15,692円

7 役員の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
下記参照			

- ・ 常務理事は県からの派遣職員であり、県の職員の例により給料及び手当を支給。
- ・ その他の役員は無報酬。

